

# 住民票 住所地以外の市区町村でも 請求できます



問い合わせ先  
住民福祉課  
☎(48) 1111  
(内224・225)

写しを請求するときは、本人からの委任状が必要です。

他人の住民票の写しを請求する場合、プライバシー保護のため、具体的な使用目的と請求者の資格を明示してもらいます（不当な使用目的と認められる場合には、請求に応じられません）

## 広域交付住民票

住所地以外の市区町村窓口でも、本人確認書類を提示すれば、本人および同じ世帯の方の住民票の写しを請求することができます。

阿久比町民の方が、町外で住民票の写しを請求する場合、市区町村により交付手数料は異なります。

広域交付の住民票の写しには「町内での転居履歴」や「本籍地」「戸籍筆頭者の氏名」は記載されません。

除票（転出・死亡などで除かれた住民票）は、他市区町村で交付を受けることはできません。

広域交付住民票を請求するには本人確認書類が必要です。

《本人確認書類とは》  
運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど（公的機関から発行

## 住民票の写し

住民票の写しには「住所」「氏名」「性別」「生年月日」「前住所」などが記載されています。

「本籍」「世帯主名」「世帯主との続柄」の記載は省略されていますが、希望する場合は記載することもできます。

住民票の写し交付手数料は、一通二〇〇円です。

家族の方以外が「本籍地」「戸籍筆頭者の氏名」「世帯主名」「世帯主との続柄」を記載した住民票の

行われている顔写真付きの書類。詳しくは窓口、電話でお尋ねください。）

## 郵送制度

窓口に来られない方は、郵送で交付請求ができます。

申請書

「住民票の写しの請求」と明記して住所、氏名、申請者の署名、押印、使用目的、連絡先電話番号（日中連絡がとれる先）、必要枚数、合計金額（一通二〇〇円）を記入してください。

阿久比町ホームページ (<http://www.town.agui.jp>)「暮らしの情報」で様式が掲載してあります。参考にしてください。

返信用封筒（返信先を記入し、切手を貼付）

手数料（郵便局で定額小為替を用意してください）

の三点を住民福祉課戸籍住民係まで郵送して請求してください。

## 電子申請届出システム

インターネットからも交付請求ができます。

ホームページアドレス (<https://www.shinseiie.aichi.jp/home/index.html>)

電子申請をする前に住民福祉課窓口で、住民基本台帳カードを取得して公的個人認証サービスによる電子証明書を取得してください。

住民票の写しはパソコンのプリンターからは印刷できません。窓口または郵送の交付となります。手数料は窓口または郵便小為替の郵送による納付となります。

## 転入届・転出届など手続きの際には 窓口で本人確認を行います

住民基本台帳は、住民の居住関係の証明・選挙人名簿の登録、そのほか住民に関する事務処理の基礎となるもので、正確な記録が行われなければなりません。

本人になりすまして違法行為を行う目的で虚偽の転入・転出の届を行う事件が発生しています。

このようなことを未然に防ぐために、窓口で本人確認を行います。ご協力をお願いします。

対象となる届  
転入届・転出届・転居届・世帯変更届

本人確認の方法  
運転免許証、健康保険被保険者証各種年金証書などの書類を窓口で提示してください。（詳しくは窓口、電話でお尋ねください。）

本人確認ができない場合は、虚偽の住民異動届防止のため、後日「住民異動届受理通知」を郵送します。

施行期日  
平成十七年六月一日から